

母子・父子・寡婦福祉資金貸付のしおり

～ひとり親家庭等の経済的自立と、児童の健やかな成長を願って～

① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度とは

母子家庭、父子家庭および寡婦の方等に、低利または無利子で各種資金を貸し付けし、その生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的としている制度です。

② 貸付を受けることのできる方（原則として、65歳未満の方）

- ①母子家庭の母
- ②父子家庭の父
- ③寡婦（配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母であった方）
- ④40歳以上の配偶者のいない女子（子どもが成人してから後に夫と死別・離婚した方、夫と死別・離婚した方のうち子どものいない方等。婚姻したことの無い独身の方は含みません。）
- ⑤母子家庭または父子家庭の父母が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない20歳未満の子（就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金の貸付に限ります。）

③ 貸付を受けるための要件

- ①県内に居住していること
- ②児童の福祉、世帯の自立助成につながること
- ③償還が達成できる見込みがあること
- ④保証人を必要とする貸付の場合は、保証能力がある保証人が得られること

貸付が受けられない場合

……原則として以下のような場合は各資金とも貸付が受けられません。
（ただし、個々の事情に応じてご相談にのることができる場合があります。）
これに加え、資金の種類ごとに別途、貸付条件があります。・・・

- ①申請者が寡婦または40歳以上の配偶者のない女子であって、現に子を扶養しておらず、前年度の所得が **2,036,000円を超える**とき(特別な事情がある場合を除く)
- ②申請者に一定の安定した所得があり、経済状態が良好で自力で資金の捻出が可能と認められる場合
- ③申請者が65歳以上の場合
- ④申請者が父母のない児童であって、法定代理人が選任されていない場合
- ⑤申請者が多額の負債を抱えるもの、破産申し立て中のものである場合
- ⑥申請者が租税、公共料金、他金融機関等への返済金等を滞納している場合
- ⑦修学資金について、滋賀県奨学資金および社会福祉協議会の生活福祉資金等の貸与を受ける場合
- ⑧同種の資金を重複して借りようとする場合、同種の資金ではないが両資金の持つ目的が矛盾するものを借りようとする場合（住宅資金と転宅資金、修学資金と修業資金 等）



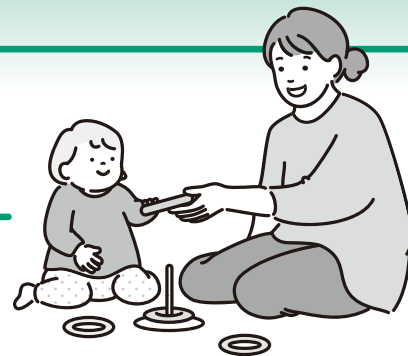
など・・・

4 資金の種類と金額

母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表、別表1、別表2をご確認ください

5 貸付金の交付日

貸付決定までは時間がかかります。余裕を持ってご相談ください。
決定後の交付日は以下のとおりです。



■月額での貸付分（末日が銀行営業日でない場合は前営業日）

4月末日（4－6月分）、7月末日（7－9月分）、10月末日（10－12月分）、1月末日（1－3月分）

■年額一括貸付分・・・貸付決定のあった月の月末

6 貸付を受ける手続き

貸付を受けるためには事前の相談が必要です。

市にお住まいの方は**市役所のひとり親家庭福祉担当課**、町にお住まいの方は住所地を管轄する**滋賀県の各健康福祉事務所**へ、まずご相談ください。母子・父子自立支援員がご相談をお受けします。（受付時間は各市等によって異なりますので詳しくはお問い合わせください。）



申し込みの際に必要な書類

1. 貸付申請書（個人番号（マイナンバー）の記載が必要です）、申請者調書
2. 戸籍の全部事項証明書（母と子または父と子の双方の記載があるもの）、世帯全員の住民票
3. 申請者および保証人の所得証明書等
4. 申請者および保証人の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）
5. 滋賀県ひとり親家庭福祉推進員意見書
6. 個人情報の取り扱いについての同意書、重要事項説明書
7. 貸付金振込先口座（申請者に限る）の預貯金通帳の写し（カナ氏名および口座番号が表示されたページ）
8. その他、資金の種類に応じ必要な書類（在学証明書、経費見積書など）

7 貸付を受けている方の届出

母子家庭、父子家庭または寡婦でなくなった場合、各資金の借り主としての資格がなくなった場合、対象児童（子）が修学を取りやめた場合など、貸付の条件に該当しなくなった場合はすみやかに申し出てください。届け出なく貸付を受け続けた場合、貸し付けた金額の全部または一部を一括で返済していただくことになります。

8 償還について

①償還の開始

貸付終了後一定の据え置き期間経過後に償還が開始されます。

償還は原則として口座振替で、月末（土、日、祝日の場合は直前の営業日）に振り替えます。

残高不足で口座振替ができなかった場合は、滋賀県から送付する納付書により、金融機関窓口ですみやかに納めてください。

②違約金

支払期日までに納入されなかった場合、延滞元利金額につき3.0%の違約金が課せられます。
（令和2年4月より前の期間については5.0%、平成27年4月より前の期間については10.75%）
支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算されます。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧

令和5年度 滋賀県
(R5.4.1現在)

貸付金の種類	貸付対象等(注1)	貸付限度額(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利 子
修学資金	●児童 ●子 高等学校、大学(院)、高等専門学校または専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	18,000円 ～122,000円(月) *別表1	就学期間中	当該学校卒業後 6か月	10年以内 専修学校(一般課程)は 5年以内	無利子
就学支度資金	●児童 ●子 修学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	64,300円 ～590,000円 *別表2		当該学校卒業後 6か月	大学(院・短大) 10年以内 高校その他 5年以内	無利子
修業資金 (自動車免許取得)	●児童 ●子 事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	68,000円(月) (460,000円)	知識技能を習得する期間中 5年を超えない範囲内	知識技能 習得後6か月 または1年	10年以内 (自動車免許取得は6年以内)	無利子
就職支度資金	●母 ●父 ●児童 ●寡婦 就職するために直接必要な被服、履き物等および通勤自動車等を購入する資金	105,000円 (自動車購入の場合) 340,000円		6か月または 1年	6年以内	父母等の就職にかか るもの :年1.0% 子の就職にか かるもの :無利子
技能習得資金 (自動車免許取得) (各種学校等)	●母 ●父 ●寡婦 自ら事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	68,000円(月) 自動車免許取得 (460,000円) 各種学校等 (816,000円)	知識技能を習得する期間中 5年を超えない範囲内	知識技能 習得後6か月 または1年	10年以内	年1.0%
医療介護資金	●母 ●父 ●児童 ●寡婦 医療または介護(当該医療または介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	医療 340,000円 医療特別 480,000円 介護 500,000円		医療介護を 受ける期間 満了後6か月	5年以内	年1.0%
生活資金	●母 ●父 ●寡婦 知識技能を習得している間、医療もしくは介護を受けている間、ひとり親家庭(配偶者のない女子または男子)となって間もない(7年未満)父母の生活を安定・継続する間(生活安定期間)または失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	一般 108,000円(月) 技能 141,000円(月)	知識技能を習得する期間中 5年以内 医療・介護を受けている期間中 1年以内 離職した日の翌日から1年以内	知識技能 習得期間等 終了後6か月	技能習得者は 10年以内 医療介護を受け た者は5年以内 ひとり親家庭と なって7年未満 の者は8年以内 失業中の者は 5年以内	年1.0% (技能習得、医 療介護を受け る場合、および ひとり親家庭と なって7年未満 の者について は、月額4万円、 合計96万円ま では無利子)
住宅資金	●母 ●父 ●寡婦 住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、または増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特別2,000,000円)		6か月	6年以内 (特別:7年以内)	年1.0%
転宅資金	●母 ●父 ●寡婦 住宅を移転するために住宅の賃借に必要な資金	260,000円		6か月	3年以内	年1.0%
結婚資金	●母 ●父 ●寡婦 ひとり親家庭の父母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	310,000円		6か月	5年以内	年1.0%
事業開始資金	●母 ●父 ●寡婦 事業を開始するのに必要な設備、什器、材料、機械等の購入資金	3,260,000円		1年	7年以内	年1.0%
事業継続資金	●母 ●父 ●寡婦 現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,630,000円		6か月	7年以内	年1.0%

注1 児童：ひとり親家庭の父母が扶養する児童、父母のない児童 子：寡婦が扶養する子 母：母子家庭の母 父：父子家庭の父

※原則として連帯保証人を付けてください(連帯保証人を付けた場合は無利子となります)。

なお、貸付金の種類、借受人の就労状況や収入状況などにより、連帯保証人を付けることが必要となる場合があります。

※修学資金については、滋賀県奨学資金および社会福祉協議会が実施している生活福祉資金(教育支援費)の貸付を受ける方については、対象となりません。

※生活資金は、知識技能を習得している方、医療介護を受けている方、ひとり親家庭(配偶者のない女子または男子)となって7年未満(生活安定期間)の方または失業して1年以内の方を貸付対象としています。生活安定期間の貸付は月額108,000円で、合計259.2万円を限度とします。また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円を限度として貸し付けることができます。

※修業資金の自動車免許取得は、内定等により1年以上の就労見込があり、かつ就労に関し必要とする場合などに限ります。

※就職支度資金は、会社などへの入社後1か月以内に申請することが必要です。自動車購入は車通勤することが必要と認められる場合のみ対象となります。

※住宅資金を用いて住宅の補修、改築および増築等を行う場合は、現在居住し、かつ所有する住宅に限ります(許可を得て公営住宅を補修する場合も含む)。

別表1 令和5年度修学資金 貸付標準限度額(月額)一覧表 (単位 円) (R5.4.1現在)

学校種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	18,000	18,000	18,000		
		自宅外通学	23,000	23,000	23,000		
	私立	自宅通学	30,000	30,000	30,000		
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000		
高等専門学校	国公立	自宅通学	21,000	21,000	21,000	45,000	45,000
		自宅外通学	22,500	22,500	22,500	51,000	51,000
	私立	自宅通学	32,000	32,000	32,000	65,600	65,600
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000	76,600	76,600
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	45,000	45,000			
		自宅外通学	52,000	52,000			
	私立	自宅通学	59,300	59,300			
		自宅外通学	84,300	84,300			
短期大学	国公立	自宅通学	45,000	45,000			
		自宅外通学	64,300	64,300			
	私立	自宅通学	62,300	62,300			
		自宅外通学	87,300	87,300			
大学	国公立	自宅通学	47,300	47,300	47,300	47,300	
		自宅外通学	72,300	72,300	72,300	72,300	
	私立	自宅通学	72,300	72,300	72,300	72,300	
		自宅外通学	97,300	97,300	97,300	97,300	
大学院	修士課程	88,000	88,000				
	博士課程	122,000	122,000	122,000			
専修学校(一般課程)			35,000	35,000			

※高等教育の修学支援新制度を受ける場合の限度額は、上記の額の1.5倍の額から授業料等の減免や学資支給金の額を控除した額を限度額とします
(ただし、貸付月額が上記の額を超えることはありません)

※日本学生支援機構の奨学金については、無利子の場合のみ併用が可能です(機構の奨学金との合計で、上記の1.5倍が上限)

別表2 令和5年度就学支度資金 限度額一覧表 (単位 円)

学校種別			
小学校		—	64,300
中学校		—	81,000
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	150,000
		自宅外通学	160,000
	私立	自宅通学	410,000
		自宅外通学	420,000
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	410,000
		自宅外通学	420,000
	私立	自宅通学	580,000
		自宅外通学	590,000
大学院	国公立	—	380,000
	私立	—	590,000
専修学校 (一般課程)		自宅通学	150,000
		自宅外通学	160,000
修業施設 (高卒者)		自宅通学	272,000
		自宅外通学	282,000
修業施設 (中卒者)		自宅通学	150,000
		自宅外通学	160,000



※高等教育の修学支援新制度を受ける場合の限度額は、上記の額から入学金減免の額を控除した額を限度額とします
※小中学校は所得制限があります

【連絡先一覧】

所属・担当課	電話	所属・担当課	電話
彦根市子育て支援課	0749-26-0994	湖南市子ども政策課	0748-76-4701
長浜市こども家庭支援課	0749-65-6514	高島市子育て政策課	0740-25-8136
近江八幡市子育て支援課	0748-36-5562	東近江市こども政策課	0748-24-5643
草津市子ども家庭・若者課	077-561-2364	米原市子育て支援課	0749-53-5132
守山市こども家庭相談課	077-582-1137	東近江健康福祉事務所	0748-22-1300
栗東市子育て支援課	077-551-0114	湖東健康福祉事務所	0749-21-0281
甲賀市子育て政策課	0748-69-2176	県子ども・青少年局	077-528-3554
野洲市子育て家庭支援課	077-587-6884		

*大津市は平成21年4月1日から中核市に移行し、市単独で母子・父子・寡婦福祉資金の貸付にかかる業務を行っています。
(連絡先: 大津市 子ども家庭課 077-528-2686)